国土交通省	令和四年九月三十日まで	五九、二五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	令和四年六月三十日まで	三、二七一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則に次の一項を加える。

3　第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
個人情報保護委員会	令和四年六月三十日まで	一九四人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	令和四年六月三十日まで	一、六三〇人	

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第七号中「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第一項」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）第二条第一項」に、「同意公害防止対策事業計画」を「空港周辺地域整備計画」に改める。

第百二十条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附則第十八条第一項中「附則第二十二条第一項」を「附則第二十一条第一項」に改める。

附則第二十一条を削り、附則第二十二条を附則第二十一条とする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十四号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「参事官四人」を「参事官五人」に改め、「矯正局」の下に「に参事官二人を」を加える。

第四十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十二条第一号中「の設置区域及び組織に関すること」を「に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十条の見出しを「（公文書監理官及び審議官）」に改め、同条第一項中「出入国在留管理庁に、」の下に「公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公文書監理官は、命を受けて、出入国在留管理庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第七十九条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　被収容者の仮放免に関すること。

第八十条第三号中「並びに」を「及び」に改め、「仮放免及び」を削る。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

（刑事局参事官の設置期間の特例）

3　第十二条第一項の刑事局に置かれる参事官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一